

參考資料

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月公布・施行）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

寝屋川市教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。この場合において、第11号から第15号までの委員の任命に当たっては、あらかじめ市長と協議するものとする。

- (1) 公募による市民
- (2) 図書館に関し識見を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）で活動する図書館関係団体（市内を含む地域で活動する団体を含む。）の構成員
- (4) 寝屋川市立小学校の校長
- (5) 寝屋川市立中学校の校長
- (6) 寝屋川市立幼稚園の園長
- (7) 寝屋川市立保育所の所長
- (8) 経営企画部企画一課の課長
- (9) 福祉部障害福祉課の課長
- (10) こども部子育て支援課の課長
- (11) 子ども部保育課の課長
- (12) 学校教育部学務課の課長
- (13) 学校教育部教育指導課の課長
- (14) 社会教育部社会教育課の課長
- (15) 社会教育部中央図書館長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、調査審議の結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会教育部中央図書館において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失う。

1 委員名簿

委員構成 (寝屋川子ども読書活動推進計画策定 委員会規則第3条第1項)		氏名	備考
第1号	公募による市民	秋山 真紀	—
第2号	図書館に関し識見を有する者	尾崎 安啓	大阪市史編纂所所長
第3号	図書館関係団体の構成員	上野 勝子	寝屋川子どもと本の連絡会会長
第4号	市立小学校の校長	有山 陽子	寝屋川市立啓明小学校校長
第5号	市立中学校の校長	一柳 康人	寝屋川市立中木田中学校校長
第6号	市立幼稚園の園長	中川 光世	寝屋川市立啓明幼稚園長
第7号	市立保育所の所長	松尾 久仁子	寝屋川市立さつき保育所長
第8号	企画一課における課長	西村 直人	経営企画部企画一課長
第9号	障害福祉課における課長	勝浦 由紀子	福祉部次長兼障害福祉課長
第10号	子育て支援課における課長	白石 みつ子	こども部子育て支援課長
第11号	保育課における課長	中村 誠	こども部次長兼保育課長
第12号	学務課における課長	中村 和寛	学校教育部学務課長
第13号	教育指導課における課長	山口 健司	学校教育部教育指導課長
第14号	社会教育課における課長	谷口 卓也	社会教育部次長兼社会教育課長
第15号	中央図書館長	西村 洋一	社会教育部次長兼中央図書館長
第15号	中央図書館長	山口 克也	社会教育部長兼中央図書館長

なお、第15号委員は令和2年9月3日付けの人事異動により交代のため、2名記載

2 委嘱・任用期間

令和2年7月1日～令和3年3月31日

3 会議

(1) 第1回会議

日時：令和2年7月13日(月) 午前10時～

会場：寝屋川市役所議会棟 4階 第1委員会室

出席委員：全委員15名中15名出席につき会議成立

上野勝子委員→委員長に選出。 尾崎安啓委員→副委員長に選出。

秋山真紀委員、有山陽子委員、一柳康人委員、中川光世委員、

松尾久仁子委員、西村直人委員、勝浦由紀子委員、白石みつ子委員、

中村誠委員、中村和寛委員、山口健司委員、谷口卓也委員、西村洋一委員
次第

- ・委嘱状交付式：会議に先立ち寝屋川市教育委員会委嘱状交付式
- ・教育委員会挨拶：山口社会教育部長
- ・自己紹介：出席委員の自己紹介及び事務局の自己紹介
- ・寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の説明

議案

- ・委員長の選出について 上野勝子委員長を選出
- ・副委員長の選出について 尾崎安啓副委員長を選出
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（案）について

(2) 第2回会議

日時：令和2年8月19日（水） 午前10時～

会場：保健福祉センター 5階会議室1・2

出席委員：全委員15名中9名出席につき会議成立

上野勝子委員長、尾崎安啓副委員長、秋山真紀委員、有山陽子委員、
一柳康人委員、中川光世委員、松尾久仁子委員、西村直人委員、
谷口卓也委員

協力：教育指導課・高芝健係長

（学校教育課教育指導課・山口健司委員が欠席のため）

欠席委員：勝浦由紀子委員、白石みつ子委員、中村誠委員、中村和寛委員、
山口健司委員、西村洋一委員

次第

議案

- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（案）の修正箇所について
- ・第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画の評価について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（案2）目的・方針について
- ・子どもの読書活動調査について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（案2）第1節について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（案2）第2節について

(3) 第3回会議

日時：令和2年10月19日（月） 午後1時30分～

会場：寝屋川市役所議会棟 4階第1委員会室

出席委員：全委員15名中13名出席につき会議成立

上野勝子委員長、尾崎安啓副委員長、有山陽子委員、一柳康人委員、
中川光世委員、松尾久仁子委員、西村直人委員、勝浦由紀子委員、
白石みつ子委員、中村誠委員、山口健司委員、谷口卓也委員、
山口克也委員（西村洋一委員人事異動により後任）

協力：学務課・高見恒治委員

(学校教育部学務課長・中村和寛委員が欠席のため)

教育指導課・高芝健係長

(学校教育部教育指導課長・山口健司委員が遅刻のため)

欠席委員：秋山真紀委員、中村和寛委員、山口健司委員

次第

議案

- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(案)の修正箇所について
- ・第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画の評価について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(案3)目的・方針について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(案3)第1節について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(案3)第2節について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(案3)第3節について

(4) 第4回会議

日時：令和3年3月29日(月) 午前10時～

会場：寝屋川市役所議会棟 4階 第I・II会議室

出席委員：全委員15名中13名出席につき会議成立

上野勝子委員長、尾崎安啓副委員長、秋山真紀委員、有山陽子委員、
一柳康人委員、中川光世委員、松尾久仁子委員、西村直人委員、

白石みつ子委員、中村誠委員、中村和寛委員、谷口卓也委員、山口克也委員

協力：教育指導課・高芝健係長

(学校教育部教育指導課長・山口健司委員が欠席のため)

欠席委員：勝浦由紀子委員、山口健司委員

次第

議案

- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)に対するパブリック・コメントの結果について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(最終案)について